

4 長 監 委 第 2 7 号
令和 4 年 8 月 1 5 日

長岡京市議会議長
三 木 常 照 様

長岡京市監査委員
田 中 恭 介
同
進 藤 裕 之

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、同条第14項による通知がありましたので、併せて報告します。

定 期 監 査

1 監査実施日及び対象

令和4年	4月25日	会計課
〃	4月26日	まちづくり政策室、都市計画課、住宅営繕課 交通政策課、監査委員事務局・公平委員会
〃	5月20日	環境政策室、環境業務課、農林振興課・農業委員会 道路・河川課、公園緑地課
〃	6月24日	税務課、商工観光課、国民健康保険課、医療年金課

2 監査の方法

監査実施日の前々月末までに執行された令和3年度分（必要に応じて過年度分含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員から、必要に応じて事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した各所管に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、一部事務処理等に不備及び改善・検討を要する事項が見受けられたので、今後留意して事務を進められたい。

監査結果の概要は次のとおりである。ただし、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度担当職員に対して改善・検討を口頭で指導したので、記述は省略した。

(1) 会計課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(2) まちづくり政策室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(3) 都市計画課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(4) 住宅営繕課

【監査の結果】

- ① 市営住宅使用料の滞納が発生した際には、連帯保証人に通知する必要があるが、長年に渡り通知していないことから、顧問弁護士から「信義則違反」に該当すると指摘を受けたことを、重く受け止め適切に対応されたい。
- ② 令和2年度指摘事項に対する改善措置状況について、近隣市町村の支払訴訟実施状況について、再度調査した上、報告されたい。

【改善措置状況】

講じた措置

- ① 顧問弁護士からの指摘を重く受け止め、部内で定期的に全ての滞納者の個別対応について情報共有する場を設置し、滞納解消に向けた適切な対応を行う。
- ② 京都府は、支払督促は行わず、明渡請求や裁判所を通して強制退去を実施している。京都市は、滞納者への対応を検討する会議を定期的に開催しており、その内容を踏まえて、支払督促等の法的手続きを実施している。その他の近隣市では、亀岡市で支払督促の実績が数件ある程度である。

【令和2年度定期監査に対する措置状況】

- ① 市営住宅使用料の収入未済について、著しく悪質な滞納者に対しての滞納処分については、他市の取扱い等も調査し、十分に検討を行った上で、積極的に取り組まれたい。

講じた措置:入居時に設定した連帯保証人の取扱いについて顧問弁護士相談を行ったところ、滞納が発生した際には、連帯保証人に通知する必要があるが、長年に渡り通知をしていないことから、信義則違反に該当し、滞納金額すべてを請求することができないため、3～5年分の滞納分の請求しかできないとの助言を得た。また、連帯保証人に請求することもなく、支払督促等の法的措置を行うのではなく、連帯

保証人に請求し、支払いがなければ、借借人と連帯保証人の両方に支払督促を実施することが望ましいとの助言も得た。続いて、他市の状況の調査を行ったところ、京都府下で連帯保証人に請求しているのは、府営住宅のみであった。支払督促の実施についても過去に1件だけ事例がある自治体は存在したが、京都府下においてはまだまだ浸透していないことが判明した。本市においては、それらの状況を踏まえて、「過年度に滞納があり、3か月以上支払いがない者」を対象に、「分納誓約書を作成し、その通りの支払いがない場合は連帯保証人に通知する。」といった通知文を送付した。すると、全ての対象者から反応があり、分納誓約書を交わすことができた。借借人は連帯保証人への通知に対して、忌避感を抱いていることが多く、かなりの効果を得ることができた。その結果、前年度と比較して、過年度の収納率上昇が見込まれる。

(5) 交通政策課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(6) 監査委員事務局（公平委員会含む）

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(7) 環境政策室

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(8) 環境業務課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(9) 農林振興課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(10) 農業委員会

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(11) 道路・河川課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(12) 公園緑地課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(13) 税務課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(14) 商工観光課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(15) 国民健康保険課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった

(16) 医療年金課

【監査の結果】

対象になった事務の執行については、特に指摘すべき事項は見られなかった。